器具、容器包装及びおもちゃ	・規格基準不適合	・材質、形状、色柄、対象年齢及び用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認	
	・ポジティブリスト以外の物質の含有（合成樹脂製の器具及び容器包装）	・ポジティブリストに掲載された物質であること	・定期的なポジティブリストの確認	

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日　　関東地方整備局長　岩崎　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百五十七号
(三) 占用を制限する区域　東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一から東京都江東区新木場四丁目六番地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十八日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

備考

近畿地方整備局公示

円山川水系円山川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年３月27日　　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　桟橋一式（国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　兵庫県豊岡市城崎町戸島地先の一級河川円山川水系円山川の河川敷
(2)　当該工作物を除却した日　令和７年２月20日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和７年２月20日
(2)　保管の場所　兵庫県豊岡市立野地先　国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所六方防災ステーション立野拠点
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課に申し出ること。
なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、同法第75条第９項の規定により当該工作物の返還を受ける者の負担とする。
5　問い合わせ先　兵庫県豊岡市幸町10番３号　国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課　電話0796―26―2545

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 占用を制限する区域　北海道常呂郡置戸町字北光六八番一から同町字北光一五五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五号
(三) 占用を制限する区域　小樽市銭函一丁目二八番一から同市銭函一丁目二八番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

備考